

業績目標 1-3-2：期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組

〔期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対し〕
て滞納処分を執行するなどにより徴収します。〕

上記目標の概要	<p>期限内収納の実現に向けた各種施策の実施や滞納整理は、申告・調査による適正課税の確保と並んで税務行政における重要な事務であり、適正・公平な課税及び徴収の実現は、これらの事務が的確に行われて初めて完結するものです。このため、期限内収納の実現に向けた積極的な広報・周知に取り組むとともに、期限内に納付しない納税者に対して滞納処分を執行することなどにより、確実な徴収を図ります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>業1-3-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施 業1-3-2-2：滞納を未然に防止するための取組 業1-3-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営 業1-3-2-4：滞納の整理促進への取組 業1-3-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収</p>
業績目標1-3-2についての評価結果	
業績目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>施策「業1-3-2-1」、「業1-3-2-2」、「業1-3-2-4」及び「業1-3-2-5」の評定は「s 目標達成」でしたが、「業1-3-2-3」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
業績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>期限内収納の実現に努めるとともに、滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収を実現するために重要で必要な取組です。</p> <p>大口・悪質、処理困難事案について、適時にプロジェクトチームを編成するなど組織的な対応を図ったことは、滞納の整理促進に有効な取組でした。</p> <p>集中電話催告センター室（用語集参照）においては、新規発生滞納事案へ早期に催告を実施し、必要に応じて夜間に催告を実施するなど、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。</p> <p>(令和元年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 集中電話催告システム なし。 <p>(注) 集中電話催告システムについては、令和2年1月に徴収システム（用語集参照）に統合しました。</p>

施策	業1-3-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施	
測定指標（定性的な指標）	[主要]業1-3-2-1-B-1：期限内収納を確保するための取組	
	目標	<p>期限内収納を確保するため、期限内納付に関する広報・周知、振替納税（用語集参照）の利用勧奨及び振替日の周知等の各種施策を実施します。</p> <p>（目標の設定の根拠） 国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する広報・周知、個人の新規納税者を中心とした振替納税の利用勧奨及び振替日の周知等を実施することは、期限内収納を確保するために重要であることから目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 期限内納付の広報周知や個人の新規納税者に重点を置いた振替納税の利用勧奨などの施策を、納税者の態様に応じて的確に実施したほか、振替不能を防止するための各種施策を実施しました。</p> <p>また、ダイレクト納付（用語集参照）については、利用勧奨を積極的に行ったほか、未対応の金融機関に対して、利用可能となるよう要請を行うなど、利用促進に向けて取り組みました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、期限内収納の確保を図るため、①各種広報媒体や説明会等を通じた期限内納付に関する広報周知、②個人の新規納税者に重点を置いた振替納税の利用勧奨、③振替不能を防止するための振替日の周知などの各種施策を、納税者の態様に応じて的確に実施しました。</p> <p>また、納付しやすい環境整備という観点から、引き続き電子納税（用語集参照）の利用促進に取り組みました。</p> <p>特に、ダイレクト納付については、納税者のニーズを見極めつつ積極的に利用勧奨を行ったほか、未対応の金融機関に対応を要請するなど利用拡大に向けた取組を継続した結果、令和元年度には約154万件（前年度：+25万件）の利用がありました。</p> <p>このように、期限内収納の確保を図るため、各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> <p>今後も、納付しやすい環境の整備に取り組むとともに、税務行政の効率化や現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、キャッシュレス納付（用語集参照）の推進に取り組みます。</p>
施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

施策	業1-3-2-2：滞納を未然に防止するための取組		
測定指標（定性的な指標）	[主要]業1-3-2-2-B-1：滞納を未然に防止するための取組		
	目標	<p>滞納を未然に防止するため、期限内納付の呼び掛けや督促状発付前の電話等での納付指導等の各種施策を実施します。</p> <p>（目標の設定の根拠） 前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対して、あらかじめはがき等で期限内納付を促すことや、期限までの納付がない納税者に対して、督促状を発付する前に電話等での納付指導に取り組むことは、滞納を未然に防止するために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 滞納の未然防止を図るため、関係民間団体等に対する期限内納付に関する広報周知依頼の実施や納期限前後における文書や電話での納付指導の実施などの各種施策に取り組みました。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付困難な納税者に対して、納税の猶予等の納税緩和制度の周知を納付指導に併せて行いました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、滞納の未然防止を図るため、局署一体、挙署一体となって、納税者の態様に応じて期限内納付の呼び掛けや督促状発付前の電話等での納付指導等の取組を積極的に行いました。 また、賦課部門による調査時の納付しようや予納制度（用語集参照）の積極的な利用勧奨を行うなど、賦課部門とも連携しつつ滞納の未然防止に取り組みました。 こうした取組等の結果、国税の滞納発生割合は0.9%となりました。 このように、滞納の未然防止を図るため、各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

業1-3-2-2に係る参考情報

参考指標 1：国税の滞納発生割合

(単位：%)

会計年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
滞納発生割合	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 滞納発生割合とは、当該年度に発生した滞納税額（地方消費税額を除いています。）を当該年度の徴収決定済額（地方消費税額を除いています。）で割ったものです。

測定指標（定量的な指標）	施策 業1-3-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営						
	[主要]業1-3-2-3-A-1：滞納整理事務の割合						(単位：%)
	事務年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	目標値	80	80	80	80	80	○
	実績値	84.6	84.4	82.8	82.5	76.4	
	<p>(出所) 徴収部徴収課調</p> <p>(注1) 数値は、徴収事務に従事する職員が従事した合計日数のうち、滞納整理事務に従事した日数の占める割合です。</p> <p>(注2) 「滞納整理事務」とは、滞納者に対する納付折衝、財産調査、差押え、公売（用語集参照）等の事務をいいます。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>滞納の整理促進を図るため、必要な滞納整理事務量が確保されているかを測定する指標として、滞納整理事務の割合を設定しています。目標値は、適切な事務処理及び事務運営の確保に配慮しつつ、過去の実績値等を踏まえ、平成30年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>滞納の整理促進を図るため、内部事務の合理化、効率化に取り組むとともに、限られた人的資源を効果的・効率的に配分し、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保しました。また、徴収システムの各種機能を活用して、限られた事務量の最適な配分に取り組むとともに、滞納事案の進行管理の充実を図るなど、これまで以上に滞納事案の総体的及び個別的進行管理を適切に実施しました。</p> <p>しかし、令和2年3月以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難となった納税者からの猶予等の相談や猶予申請への対応を最優先し、滞納整理を相当抑制したことから、滞納整理事務の割合は、約76%と目標値を下回りました。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない令和元年12月末までの滞納整理事務割合は80.5%と目標値を上回っており、また、令和2年3月以降に優先して行った猶予申請等への対応は、業績目標「期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組」の必要性の根拠である「国税の適正・公平な徴収の実現」に資するものであることから、これらを総合的に勘案して、達成度を「○」としました。</p>						
	業1-3-2-3-A-2：集中電話催告センター室における催告回数						(単位：千回)
	事務年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	目標値	1,850	1,950	2,000	2,000	2,000	○
	実績値	2,100	2,196	2,291	2,101	1,431	
<p>(出所) 徴収部徴収課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>新たに発生する滞納事案等について、集中電話催告システムの機能を活用し、限られた人員の下、早期かつ反復的に納付催告を実施することは、滞納の整理促進を図る上で効果的・効率的であることから、催告回数を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、平成30事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>大量・反復的に発生する新規発生滞納事案に対し、早期かつ反復的に催告を実施するとともに、必要に応じて、日中に応答のない滞納者に対して夜間に催告を実施するなど、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。</p>							

	<p>ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により納付困難な納税者の増加を考慮し、集中催告センター室の機能を「国税局猶予相談センター」に切り替えて運用し、個々の相談に対し親切・丁寧な対応を行ったこと等から、催告回数は1,431千回となりました。</p> <p>一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない令和元年12月末までの催告回数は1百万2千回と目標値の50%を超えていたことから、達成度を「○」としました。</p> <p>(注) 集中電話催告センター室の催告回数は、例年、確定申告期後の第4四半期(4月～6月)に最も多くなっています。</p>
施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	<p>施策(業1-3-2-3)の測定指標(業1-3-2-3-A-1及び業1-3-2-3-A-2)で目標に達しなかったが、その要因は、やむを得ない事情(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外部事務等の抑制)によるものであり、新型コロナウイルス感染症の影響を除いた実績値や、影響を受けている期間中の取組を総合的に勘案し、「a 相当程度進展あり」としました。</p>

業1-3-2-3に係る参考情報

参考指標 1 : 集中電話催告センター室における完結件数 (単位: 件)

事務年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
処理件数	587,575	599,032	592,007	589,322	499,705

(出所) 徴収部徴収課調

施策	業1-3-2-4 : 滞納の整理促進への取組	
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 業1-3-2-4-B-1 : 滞納の整理促進への取組	
	目標	<p>滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応し、滞納の整理促進に取り組みます。</p> <p>(目標の設定の根拠) 滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収の実現のために重要であることから目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しました。</p> <p>大口・悪質事案、処理困難事案に対しては、適正な納税義務の履行を確保するため、厳正かつ毅然とした対応を行うとともに、消費税滞納事案を確実に処理するなど、滞納の整理促進に取り組みました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 1 コロナ禍までの対応 滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、一括納付が困難な納税者には納税の緩和措置を講じる一方、納付の意思が認められないような滞納者には厳正な滞納処分を行うなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しました。</p> <p>大口・悪質事案、処理困難事案については、厳正かつ毅然とした対応を</p>
		○

		<p>行うこととし、差押え、公売等の滞納処分を実施するとともに、詐害行為取消訴訟（用語集参照）の提起等の法的手段を積極的に活用するなど、着実な整理促進を図りました。また、滞納整理の過程において、財産の隠蔽等の滞納処分免脱罪（用語集参照）に該当する行為を把握した場合には、確実に告発を行うなど、特に厳正に対処しました。</p> <p>更に、国際的な租税の徴収回避に対しては、資料情報の活用などにより国外財産を把握し、租税条約の要件に該当するものについて確実に徴収共助（用語集参照）の要請を行いました。</p> <p>消費税滞納事案については、新規発生滞納事案に対する早期着手の徹底を図るなど、消費税の滞納残高の圧縮に取り組みました。</p> <p>このほか、差し押さえた財産の公売に当たっては、公売情報ホームページによる公売財産の広報に努めるとともに、インターネット公売（用語集参照）を実施するなど、効果的・効率的な実施に努めました。</p> <p>2 コロナ禍における対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月以降は、滞納整理について納税者の状況に配慮し抑制的に対応するとともに、納税の猶予等の適用を最優先に行うこととしました。</p> <p>また、令和2年4月30日には、各種イベントの中止や緊急事態宣言の発令による営業自粛により収入が大幅に減少して、納税が困難な納税者の方に向けて「納税の猶予の特例」が施行されたことから、積極的な周知・広報を行うとともに、納税者の方から相談がある場合は、納税者の置かれた状況や心情に十分配慮して、納税の猶予等の納税緩和制度を迅速かつ柔軟な適用に努めました。</p> <p>こうした取組の結果、令和元年度の全税目の滞納整理中のものの額（滞納残高）は7,554億円となり、その内消費税の滞納整理中のものの額（滞納残高）についても2,668億円となりました。</p> <p>このように、滞納の整理促進を図るため各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

業1-3-2-4に係る参考情報

○ 滞納整理中のものの状況等

令和元年度の租税滞納状況は、全税目の滞納残高（滞納整理中のものの額）は7,554億円となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、申告所得税等の申告・納付期限を延長したことに伴い、滞納の発生が翌年度に繰り越されたものがあるほか、納税の猶予が適用され、督促状の送付が保留されたことなどの影響があります。

参考指標 1：租税滞納の状況

①滞納整理中のものの額等

(単位：億円)

会計年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
新規発生滞納額 (内消費税)	6,871 (4,396)	6,221 (3,758)	6,155 (3,633)	6,143 (3,521)	5,528 (3,202)
整理済額 (内消費税)	7,744 (4,533)	7,024 (3,997)	6,595 (3,706)	6,555 (3,644)	6,091 (3,438)
滞納整理中のものの額 (内消費税)	9,774 (3,340)	8,971 (3,100)	8,531 (3,028)	8,118 (2,904)	7,554 (2,668)

(出所) 報道発表資料(令和2年8月 徴収部徴収課調) (<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0020007-131a.pdf>)

(注) 地方消費税額を除いています。また、各々の計数において、億円未満を四捨五入しているため、差引きは一致しません。

②累積・長期事案

(単位：億円)

会計年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
滞納整理中のもののうち発生後5年超の額	4,908	4,427	4,160	3,723	3,482

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 地方消費税額を除いています。

参考指標 2：滞納人員

(単位：人)

会計年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
滞納人員	646,712	601,875	563,771	529,103	435,575

(出所) 徴収部徴収課調

参考指標 3：差押件数

(単位：件)

事務年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
差押件数	609,416	557,580	896,087	714,628	391,381

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 差押件数は、同種の財産を一度に多数差し押さえる場合等があるため、年度によって増減があります。

参考指標 4：原告訴訟(用語集参照)事件の処理件数

(単位：件)

会計年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
発生件数	156	158	167	151	115
終結件数	148	154	178	146	130
終結件数のうち勝訴件数	145	154	178	146	129
繰越件数	44	48	37	42	27

(出所) 徴収部徴収課調

参考指標 5：公売公告物件数

(単位：件)

事務年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
処理件数	19,047	7,248	6,276	5,907	5,298

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 公売公告物件数については、一度に多数差し押さえた同種の財産を公売する場合等があるため、年度によって増減があります。

施策	業1-3-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-3-2-5-B-1：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収		
	目標	<p>厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案については、国税庁が有するノウハウと専門性を生かし、的確な徴収に努めます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>厚生年金保険法等の規定に基づき厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案について、徴収実務に関する税・年金当局間の連携強化を図るとともに、国税庁が有するノウハウと専門性を生かして徴収することは、年金保険料の的確な徴収のために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>年金保険料の徴収を担当する職員を対象に研修を実施するなど体制の整備を図り、厚生労働大臣から委任を受けた事案については、ノウハウと専門性を生かし、年金保険料の的確な徴収に取り組みました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>委任を受けた年金保険料の的確な徴収に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> <p>なお、令和元年度において委任を受けた件数は、107件でした。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

評価結果の反映	以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。		
	<p>(業1-3-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施)</p> <p>期限内収納の確保を図るため、国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する広報周知、個人の新規納税者に対する振替納税の利用勧奨やダイレクト納付の利用可能金融機関の拡大等の取組を積極的に実施します。</p>		
	<p>(業1-3-2-2：滞納を未然に防止するための取組)</p> <p>前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対しては、新たに納付期限が到来する税金について、あらかじめ文書や電話で期限内納付を促し、また、期限までに納付しない納税者に対しては、消費税を中心に督促状を発付する前の電話での納付指導を積極的に行うなど、賦課部門とも連携しつつ、滞納の未然防止を図ります。</p> <p>併せて、納税の猶予等の納税緩和制度の周知を図ります。</p>		
	<p>(業1-3-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営)</p> <p>徴収事務運営に当たっては、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保するとともに、集中電話催告センター室における集中的な電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を実施します。</p>		

(業1-3-2-4：滞納の整理促進への取組)

新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失を受けた方や納税が困難な方に対しては、法令等に基づき、納税の猶予等の納税緩和制度を迅速かつ柔軟に適用するなど、引き続き、適切に対応します。

また、適正に納税義務を履行しない大口・悪質事案等について、厳正・的確な滞納処分を執行するほか、消費税滞納事案を確実に処理するなどにより、滞納の整理促進を図ります。

なお、滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して、差押え、公売等の滞納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応します。

(業1-3-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収)

厚生労働大臣から委任される厚生年金保険料や国民年金保険料等の徴収事務について、厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携し、委任を受けた事案については、引き続きノウハウと専門性を生かし、年金保険料を的確に徴収します。

財務省政策評価懇談会における意見

該当なし

実績目標に係る 予算額等	区分		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	799,016	474,105	379,188	—
		補正予算	0	0	0	—
		繰越等	0	0	N. A.	/
		合計	799,016	474,105	N. A.	
執行額(千円)		793,317	468,454	N. A.		

(注) 令和元年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和2年11月頃に確定するため、令和2事務年度実績評価書に掲載予定です。

(概要)

集中電話催告システムの整備費等に必要経費

業績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要政策

該当なし

実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報

国税庁レポート2020(令和2年6月国税庁)、令和元年度租税滞納状況について(令和2年8月国税庁)

前事務年度実績評価結果の施策への反映状況**(業1-3-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施、業1-3-2-2：滞納を未然に防止するための取組)**

期限内収納の実現及び滞納の未然防止に当たっては、納税者が自己の納付すべき税額を定められた納期限までに完納することができるよう、各種広報媒体を利用した広報周知に努めるとともに、賦課部門とも連携しつつ、納税者の態様に応じた的確な施策を実施しました。

また、ダイレクト納付については、金融機関と連携した利用勧奨を実施するなど、一層の利用拡大に向けて取り組みました。

更に、平成31年1月以降は、自宅等でパソコン・スマートフォン・タブレット端末を使って作成したQRコードによるコンビニエンスストアでの納付を可能にするなど、納付環境の整備に取り組みました。

(業1-3-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営)

徴収事務運営に当たっては、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保するとともに、集中電話催告センター室における集中的な電話催告を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。

(業1-3-2-4：滞納の整理促進への取組)

適正に納税義務を履行しない大口・悪質事案等については、財産の差押えや公売等の厳正な滞納処分を執行するほか、消費税滞納事案を確実に処理するなど、滞納の整理促進に取り組みました。特に大口・悪質事案、処理困難事案については、進行管理を徹底し、必要に応じて広域運営、適時にプロジェクトチームを編成し滞納処分を実施するといった組織的な対応や、詐害行為取消訴訟の提起などの法的手段を積極的に活用したほか、財産の隠蔽等の滞納処分免脱罪に該当する行為を把握した場合には、確実に告発を行うなど、特に厳正に対処しました。

なお、滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、納税者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき、適切に対応しました。

(業1-3-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収)

年金保険料の徴収を担当する職員を対象に研修を実施するなど体制の整備を図り、厚生労働大臣から委任を受けた事案について、ノウハウと専門性を生かし、年金保険料の的確な徴収に取り組みました。

担当部局名	徴収部（管理運営課、徴収課）	実績評価実施時期	令和2年10月
--------------	----------------	-----------------	---------